

確定申告で税金を取り戻す方法

サラリーマンの方は年末調整で税金の精算が終わるので確定申告はあまりなじみがないかもしれませんが、一定の事情があれば納めすぎた税金を確定申告により返してもらうことができます。個人事業者も、税金が軽減されることもありますので、以下にケースに応じてまとめてみました。いずれも自ら申告しないと、税務署からは返してくれないばかりか、時効(給与所得者の場合原則5年)が過ぎてしまうと無効となってしまいます。

ケース	控除や還付の内容	ポイント
医療費が家族で年間10万円を超えた	医療費の内 10 万円(又は所得金額の 5%)を超える金額が所得から控除される。控除額は 200 万円が限度。	保険で補填された部分などは対象外。家族で一番所得の高い人からの控除が有利。
10 年以上の住宅ローンを組んで住宅を取得した	年末のローン残高の 1%(最大 50 万円)が 10 年間、税額控除される。100 万円以上の一定の増築・改装も OK。	2005 年以降居住からは控除額は縮小される。サラリーマンの 2 年目からは年末調整で OK。
住宅の売却で損が出た	5 年以上所有していたなどの一定の要件があれば、損失額を給与など他の所得から控除し、残った損失額は最長 3 年間繰越せる。	住宅ローン控除との併用 OK。買換えしない場合は、控除する損失額に制限有り。
災害や盗難で住宅や家財に被害を受けた	損失額の内、所得金額の 10%を超える金額が所得から控除できる。控除しきれない損失額は最長 3 年間繰越せる。	保険金で補填された部分是对象外。災害の場合は所得税の減免措置も有り。
一定の寄付を年 1 万円以上した	寄付金から 1 万円を控除した金額が、所得金額の 25%を限度に所得から控除できる。政党への一定の寄付金は税額控除も OK。	領収書又は証明書が必要。
年の中途中で退職し、再就職しなかった	年末調整をしていないので、申告すれば税金が返ってくる可能性有り。退職金の税金も申告により返ってくる可能性有り。	退職金は申告しないと定率減税は受けられない。
源泉徴収ありの株式特定口座で利益があり、他の口座で損があった	他の特定口座や一般口座の損失額と通算できるので、源泉徴収された税金が返ってくる可能性有り。	通算後の損失額は、申告すれば最長 3 年間繰越できる。
上場株式の配当金がある	課税所得金額(所得控除を控除した所得金額)が 330 万円以下の方は、申告した方が有利となり、配当金の税金が返ってくる。	大口株主以外の上場株式の配当金は、申告はしてもしなくてもよいことになっている。
ゴルフ会員権を売って損がでた	損失額は、給与など他の所得と通算できる。	ゴルフ場の破綻による損失は、他の所得からは控除できない。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 1 1 番 1 6 号桃陽ビル 2 0 2 号 西野会計事務所

TEL 06 - 6774 - 8282 FAX 06 - 6774 - 8281

E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

URL : <http://www5a.biglobe.ne.jp/~nishino>